

暗号化消去システム認証 for Cloud (CE-C 認証) 利用規約

この利用規約（以下「本規約」といいます。）は、データ適正消去実行証明協議会（ADEC）（以下「当協議会」といいます。）が提供する「暗号化消去システム認証 for Cloud (CE-C 認証）」（以下「本認証」といいます。）の利用に関する条件を定めるものです。本認証を利用される組織（以下「受審組織」といいます。）は、本規約に同意したものとみなされます。

第1条（適用）

本規約は、受審組織と当協議会との間の本認証の利用に関わる一切の関係に適用されるものとします。

第2条（審査登録希望）

本認証においては、審査登録希望者が本規約に同意の上、当協議会の定める方法により審査登録希望を申請し、当協議会がこれを承認することで、審査登録希望が完了するものとします。

当協議会は、審査登録希望の申請者に以下の事由があると判断した場合、登録を拒否することがあり、その理由について一切の開示義務を負いません。

- ・虚偽の事項を届け出た場合
- ・本規約に違反したことがある者からの申請である場合
- ・その他、当協議会が審査登録希望を相当でないと判断した場合

第3条（ユーザーID 及びパスワードの管理）

受審組織は、各種ログ等を授受する情報システムのユーザーID 及びパスワードについては、自己の責任においてこれを管理するものとします。当協議会は、ユーザーID とパスワードの組み合わせが登録情報と一致してログインされた場合、その利用を当該受審組織によるものとみなします。

第4条（禁止事項）

受審組織は、本認証の利用にあたり、以下の行為をしてはなりません。

- ・法令または公序良俗に違反する行為
- ・犯罪行為に関連する行為
- ・当協議会、他の受審組織、または第三者の権利を侵害する行為
- ・サービスの運営を妨害する行為
- ・不正アクセス行為やセキュリティホールの探索
- ・その他、当協議会が不適切と判断する行為

第5条（本認証の提供の停止）

当協議会は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、受審組織に事前に通知することなく本認証の全部または一部の提供を停止または中断することがあります。

- ・システムの保守または点検を行う場合
- ・火災、停電、天災などの不可抗力により提供が困難になった場合
- ・サーバ障害や第三者による不正アクセス等があった場合
- ・その他、当協議会が提供の継続を困難と判断した場合

第6条（著作権）

本認証を行う上で必要なすべての著作物（操作ログを含む各種システムログ等を含む情報、文章、画像、動画、運用ルール（内規）、運用手順書等）の著作権は受審組織に帰属しますが、本認証で必要な著作物については、本認証審議中は、当協議会に一時的に帰属し、受審組織は無断で複製、転載、配布、改変等をしてはならないものとします。

第7条（情報の利用）

当協議会は、本認証のために利用する個人情報、文章、画像、動画、プログラム、全てのログファイル等、知り得た一切の情報について、審査中はもとより、本認証の登録抹消、本認証の内容を変更、または提供を中止及び停止後も公私を混同することなく開示することなく受審組織の不利益にならないことを誓約致します。

第8条（利用制限および登録抹消）

当協議会は、受審組織が以下のいずれかに該当すると判断した場合、事前通知なく、当該受審組織に対して本認証の全部または一部の利用を制限し、または審査登録希望を抹消することができます。また、審査費用を含むいかなる費用も返金致しません。

- ・本規約のいずれかの条項に違反した場合
- ・登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
- ・その他、当協議会が本認証の利用を適当でないと判断した場合

第9条（免責事項）

当協議会は、本認証に事実上または法律上の瑕疵がないことを保証するものではありません。

当協議会は、本認証の利用により受審組織に生じた損害について、一切の責任を負いません。ただし、当協議会の故意または重大な過失による場合はこの限りではありません。

第 10 条（本認証の内容の変更等）

当協議会は、公表をもって本認証の内容を変更し、または提供を中止及び停止することができるものとし、それによって受審組織に生じた損害について一切責任を負わないものとします。

第 11 条（利用規約の変更）

当協議会は、必要と判断した場合には、受審組織に通知することなくいつでも本規約を変更できるものとします。変更後の本規約は、本認証上に掲示された時点から効力を生じるものとします。

第 12 条（準拠法および裁判管轄）

本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。本認証に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所をもって合意の第一審の専属的合意管轄とします。

2025 年 8 月 1 日

東京都港区赤坂 1-3-6 赤坂グレースビル
データ適正消去実行証明協議会
会長 田中邦裕